

議案第 26 号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
について

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙の
とおり改正する。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す
る条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

亀山一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。